

**「総合支援資金」及び
「生活困窮者自立支援金」に関する要望**

令和3年9月2日

国民民主党 代表 玉木 雄一郎

令和3年9月2日

厚生労働大臣 田村憲久 殿

国民民主党
代表 玉木雄一郎

「総合支援資金」及び「生活困窮者自立支援金」に関する要望

新型コロナウイルス感染症を乗り越えるため、国は緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を発令し、国民と共に全力で感染症対策に取り組んできた。

特に経済に及ぼす影響は甚大であり、国は多面的・重層的なセーフティネットとして様々な特例貸付制度を構築し、コロナ禍の生活危機を一定程度支えることができた。

しかしながら、要件からこぼれ落ちる国民や支援情報にアクセスできず苦しい状況におかれたままの国民もいる。支援制度を利用しつつ求職・転職活動を行うものの、年齢、介護、母子・父子などの家庭状況を理由に不採用となり、仕事を得られぬまま税を納め生活費を支払い、ごく少額の残金で日々精一杯の生活を送るなど、寄せられる国民の声は過酷を極めていく。既に新型コロナウイルスの影響で職を失った者は10万人を超え、働く意欲がありながらも職に就けず長引くコロナ禍が国民生活に及ぼす影響は日に日に深刻さを増している。

また、感染力の強い変異株による感染の波も懸念され、さらに厳しい生活状況を強いられる可能性もあり、国民生活は極めて重要な時期を迎えている。

新型コロナウイルス感染症を克服するためには、何より国民の安定した生活基盤の確保が不可欠である。

よって、国は国民の現状を受け止め、全ての国民の命・健康・生活を守るべく、下記事項について早急に万全の措置を講じるよう強く要望する。

記

I. 総合支援資金に関する要望

・総合支援資金の再貸付延長（特例貸付 最大9ヶ月分200万円を12ヶ月分260万円へ）

新型コロナウイルス感染症の影響による経済不安は改善されず、収入の減少や失業などにより、生活の立て直しが叶わない状況にある国民に対し、生活再建までの間に必要な生活費を貸付するという総合支援資金の趣旨から、国は総合支援資金の延長を継続すること。

・償還免除世帯要件の拡充

現行制度では住民税非課税世帯が償還免除となるが、住民税非課税世帯のみならず生活に困窮する世帯は増加の一途をたどる。償還免除世帯の要件を年収200～300万円の低所得世帯に拡大するなど、償還免除世帯の要件を拡充すること。

- ・ **償還期間の延長**

償還免除の仕組みはあるものの、将来の自分がその要件に該当するのか現時点では判断が付き、申請を躊躇するとの指摘が多くある。1人でも多くの国民が経済的自立を図るため、安心して貸付を受けられるよう償還期間を延長すること。

- ・ **迅速な入金 of 徹底**

貸付申請から数ヶ月以上経過しても入金がなく、生活の立て直しが叶わずにいるとの相談が多く寄せられている。経済的自立を図る総合支援資金の目的が十分に果たされるよう、手続きの簡素化、対応人員増員など必要な対策を図り、迅速な入金を徹底すること。

- ・ **社会福祉協議会への厚生労働省通知の徹底**

厚生労働省並びに政府広報が示す貸付要件と社会福祉協議会での説明が異なり、申請者が適正な貸付を受けられないなどの相談が増えている。国は社会福祉協議会に対し厚生労働省の通知を徹底すること。

- ・ **社会福祉協議会や自治体等の説明不備による申請対象外となった者の救済措置**

申請内容に不備がないにも関わらず、社会福祉協議会や自治体等の説明不備や認識不足により、申請に間に合わず対象外になったとの相談が寄せられている。申請者本人の不注意ではないにも関わらず、社会福祉協議会や自治体等の説明不備や認識不足により申請できなかった場合は、国の責任において遡って申請が可能となるよう、柔軟な対応を行うこと。

- ・ **社会福祉協議会による審査の地域差の解消**

返済意思と労働意欲があるにも関わらず、無職や母子・父子家庭であることを理由に「返済能力がない」として承認されなかったという相談が各地から相次いでいる。社会福祉協議会による承認判断に地域差があるとの指摘もある。承認判断の不平等な状態を早急に解消し、確実に支援を届けること。

Ⅱ. **新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に関する要望**

- ・ **支給対象の拡大（特例貸付の借入要件の廃止）**

申請期間が令和3年11月末日まで延長となったものの、支給要件が特例貸付の上限額に達していることとなっているため、これまでなんとか自活すべく特例貸付を利用してこなかった世帯や、今日まで支援情報を得られずにいた世帯は本制度の利用が困難な状況にある。支援が必要な全世帯に確実に支給されるよう、支給対象の拡大（特例貸付の借入要件廃止）をすること。

- ・ **収入要件と資産要件の緩和**

収入要件と資産要件が厳しいため、生活困窮状態にありながら申請ができないとの国民からの声が届いている。また、要件が厳しいことにより7月末時点の支給決定件数が国の想定約1割にとどまっているとの報道もある。特に、預貯金が100万円以下といった資産要件になっていることで申請に至らないケースが目立つとの指摘もある。支援金が入金されるまでの期間を過ごすため、預貯金を確保するのは生活上必要不可欠であり、特に世帯人数が多ければ多いほど、支給までに生活費がかかるのは当然である。困窮世帯の生活状況に寄り添い、収入要件と資産要件を緩和すること。

- ・ **求職活動要件の緩和**

ハローワークでの求職活動が要件となっているが、現に職がある者は仕事等の都合によりハローワーク開庁時間内に訪れることができないとの声が多く寄せられている。

また、求職活動を行うにあたり民間の職業紹介サービスを利用している者も多く、実態に即していない。ハローワークへの相談等を柔軟に対応するとともに、民間の職業紹介サービス利用者へも対象を広げること。

- ・ **支援金の個人支給**

D V や家庭内別居など多様な家庭事情を考慮し、支援（支給）は世帯主ではなく、総合支援資金と同様に個人に行うこと。

Ⅲ.生活困窮者支援全般に関する要望

- ・ **支援情報の周知徹底**

国は各種支援金について周知徹底し、希望する国民が必要な支援を受けられるよう積極的な広報に努めること。テレビ、新聞、インターネット（携帯）での情報提供では利用できない世帯が生じ、情報格差が経済格差につながる。全国民に確実に情報が届くよう、現在の広報のあり方を見直し情報の周知徹底を行うこと。

- ・ **就職機会の確保**

新型コロナウイルスの影響により職を失い、再就職を希望しているにも関わらず、年齢や家庭状況（母子・父子家庭、介護対応等）により1年以上職を得られずにいるなどの声が寄せられている。

また、正社員としての就職が叶わず派遣や日雇い業に応募するも、年齢の高い者が不採用になるという現状もある。自活するために正社員での就職を希望し、懸命に就職活動をする者に対し就職機会を確保するなど、国が責任を持って支援体制を充実・強化すること。

- ・ **生活困窮者の心身の健康支援の充実**

長期化する新型コロナウイルスに伴う経済不安、雇用変化や解雇などによるメンタルヘルスへの影響が指摘されている。労働意欲がありながらも就職できないまま、家賃や光熱・通信費、税金などの支払いに追われ経済的不安から自死を考えるなど、心身の健康を害してしまうなどの声が多数寄せられている。国民が心身ともに健康で自立した生活を送るための基盤として、国が支援を行うよう体制を強化すること。

- ・ **子育て支援の拡充**

新型コロナウイルスに伴う生活不安やストレス等により、DV・虐待リスクの高まりが懸念されている。声をあげにくい子どもの状態を注意深く見守り、地域、児童福祉施設や教育施設での子どもの支援・相談体制を強化すること。

また、コロナ禍による生活困窮から、子どもの生活用品（おむつ・ミルク・体操着・水着などの保育・教育上に必要な品）の購入を控えざるを得ない世帯が増えている。全ての子どもが安心して生活を送ることができるよう、国や地方自治体が積極的に支援を行うこと。

以上